## 要支援者夜間対応サービス特別給付実施要綱

制定 平成21年4月1日区長決定 要綱第332号 改正 平成27年3月19日区長決定 要綱第116号 改正 令和3年3月31日部長決定 要綱第97号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区介護保険制度に関する条例(平成12年品川区条例第19号。 以下「条例」という。) および品川区介護保険制度に関する条例施行規則(平成12年品 川区規則第46号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、要支援者夜間対応サー ビス特別給付の実施に関し必要な事項を定め、もって要支援者の夜間帯における安心の 確保を図ることにより在宅生活の維持を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例および規則において使用する用語 および介護保険関連法令の例による。

(サービスの一般原則)

- 第3条 特別給付サービス提供事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 特別給付サービス提供事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するにあたっては、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他保健 医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 (基準)
- 第4条 規則第4条の2第4項に定める区長が別に定める基準とは、品川区の居宅要支援被保険者で、夜間帯において心身に不安がある者とする。

(特別給付サービス費の請求)

- 第5条 特別給付サービス提供事業者は、利用者に関する介護報酬請求に準じ、東京都国 民健康保険団体連合会に対し介護報酬請求と合わせて請求するものとする。
- 2 前項の請求を行なうときは、請求の対象となる月の翌月10日までに、要支援者夜間 対応サービス特別給付実績報告書(様式。以下「実績報告書」という。)を、区長に提出 するものとする。

(特別給付サービス費の支払)

第6条 区長は、前条第1項による請求に基づく東京都国民健康保険団体連合会からの請求について、前条第2項による実績報告書を審査し、適正と認めた場合は、東京都国民健康保険団体連合会への支払いを行なうものとする。

(利用の停止等)

- 第7条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用の停止および当該 特別給付の保険給付を中止するものとする。
  - (1) 要介護認定において要支援1または2以外と判定されたとき。
  - (2) 死亡、転出等により品川区の被保険者でなくなったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、特別給付サービスの提供が困難な状況に至ったと認めたとき。
  - (4) 介護保険法等関連法令および次条に違反したとき。
- 2 前項第1号および第3号について、月の途中で該当したときは、当該月までを保険給付の対象とする。
- 3 第1項第4号に該当したときは、その事実が発生した日以降に給付があるときは、その事実が発生した日の属する月に遡り返還するものとする。

(人員基準および設備等に関する基準)

第8条 特別給付サービス提供事業者は、当該サービスの実施にあたり品川区指定地域密 着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(条例第15号)を順守 するものとする。

(特別給付サービスに係る記録の保管)

第9条 特別給付サービス提供事業者は、特別給付サービスに係る記録および関係資料を、 特別給付サービス実施後2年間保管するものとする。

(秘密保持)

第10条 特別給付サービス提供事業者は、特別給付サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約期間終了後においても同様とする。

(賠償責任)

第11条 特別給付サービス提供事業者は、特別給付サービスの提供にともない特別給付サービス提供事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償しなければならない。

(介護支援専門員等との連携)

第12条 特別給付サービス提供事業者は、特別給付サービスの提供に当たり、在宅介護 支援センター等の介護支援専門員もしくは保健医療サービスまたは福祉サービスを提供 する者との密接な連携に努めるものとする。

(相談•苦情対応)

- 第13条 特別給付サービス提供事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、特別給付サービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応するものとする。 (季任)
- 第14条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

## 要支援者夜間対応サービス特別給付実績報告書

品川区長 あて

年	月	

特別給付サービス提供事業者 <u>(指定番号:</u>)

(名称 <i>)</i>	

(管理者氏名)\_\_\_\_\_\_

年 月分の特別給付サービス費について、下記のとおり報告します。

	被保険者番号	給付対象者 (利用者)氏名	利用開始日	利用終了日	随時訪問 回数	摘 要
1			年 月 日	年 月 日		
2			年 月 日	年 月 日		
3			年 月 日	年 月 日		
4			年 月 日	年 月 日		
5			年 月 日	年 月 日		
6			年 月 日	年 月 日		
7			年 月 日	年 月 日		
8			年 月 日	年 月 日		
9			年 月 日	年 月 日		
10			年 月 日	年 月 日		
11			年 月 日	年 月 日		
12			年 月 日	年 月 日		
13			年 月 日	年 月 日		
14			年 月 日	年 月 日		
15			年 月 日	年 月 日		
16			年 月 日	年 月 日		
17			年 月 日	年 月 日		
18			年 月 日	年 月 日		
19			年 月 日	年 月 日		
20			年 月 日	年 月 日		
21			年 月 日	年 月 日		
22			年 月 日	年 月 日		
23			年 月 日	年 月 日		
24			年 月 日	年 月 日		
25			年 月 日	年 月 日		